

でんさい一括伝送サービス利用規定

「でんさい一括伝送サービス利用規定」（以下「本規定」といいます）は、株式会社みずほ銀行（以下「当行」といいます）が提供する「でんさい一括伝送サービス」（以下「本サービス」といいます）の利用に関して定めたものです。本規定上の各用語は、本規定において別段の定義のない限り、「でんさいネットサービス」利用規定上の定義と同様の意味を有するものとします。

第1条 本サービスの内容

本規定における本サービスとは、通信回線経由で当行を介して、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます）および当行と本サービスの契約者（以下「契約者」といいます）との取引に関するデータを授受し、当行が行う本規定第13条に定めるサービスをいいます。

第2条 本サービスの申込

1. 申込方法

契約者は、本サービスの利用申込にあたっては、本規定の内容を承認の上、「でんさい一括伝送サービス利用申込書」（以下「申込書」といいます）に必要事項を記入し、本人確認のための当行所定の書類とあわせて当行に提出するものとします。

2. 申込口座等および手数料引落口座の届出

本サービスの利用申込に際しては、契約者は、申込口座および利用口座（いずれも契約者が利用するでんさいネットサービスにおける申込口座に限るものとし、以下総称して「申込口座等」といいます）ならびに手数料引落口座（本規定第5条に規定する手数料を引き落とす口座をいいます。以下同じ）を申込書により当行に届け出るものとします。ただし、契約者が申込口座等および手数料引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における契約者本人名義の預金口座のうち当行が認めたものに限ります。

3. 不備のある場合

契約者が提出する申込書および届出の記載に不備がある場合には、改めて申込書の提出および届出を要するものとします。この場合、既に提出された記載に不備のある申込書および届出書類の返送、廃棄等の処理については、法律上要求される個人情報の保護を前提とし、当行の判断により行うものとします。

第3条 利用条件

本サービスの利用条件は、当行提供のでんさいネットサービスの契約者であることとします。契約者の契約したでんさいネットサービスが全て解約または解除された場合には、本サービスの利用も停止されるものとします。なお、本サービスの解約は、本規定第10条第1項に基づき行うものとします。

第4条 本サービスの利用

1. 利用環境

本サービスの利用は、当行所定の環境を備えた端末を占有・管理する契約者に限ることとし、契約者は自己の費用、負担および責任により本サービスを利用するためには必要な全ての機器、ソフトウェア等の準備および通信回線等の環境整備をする必要があります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者固有の設定がなされている場合その他の事情により、本サービスを利用できないことがあります。

2. サービスの取扱

本サービスの取扱日・取扱時間、データの授受を行うにあたってのデータの仕様および通信上の規約等については、当行が定めるものとします。なお、当行は、これらの取扱について契約者に事前に通知することなく変更することができるものとし、そのために契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 秘密保持

契約者は本サービスの利用により知り得た当行の情報（本サービスの利用のために当行から提供されたドキュメント類を含みます）について第三者に漏洩してはならないものとします。

4. 取引内容の確認

- (1) 契約者は、本サービスを利用して取引を実施した後、本サービスの通知情報配信機能、普通預金通帳の記帳または当座勘定照合表等により取引内容を確認するものとします。
- (2) 前号の確認の結果、万一、取引内容に相違があることが判明したときは、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。
- (3) 契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第5条 手数料

本サービスの利用に際しては、契約者は当行に当行所定の取扱手数料を支払うものとします。

- ① 取扱手数料は、当行所定の日に、預金通帳、払戻請求書、小切手、またはカードの提出を受けることなく、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から当行が引き落とす方法により支払うものとします。また、領収書等は発行しないものとします。

- ② 利用申込により本サービスを利用することができることとなった日が属する月、または、本サービスが解約された日が属する月にかかる取扱手数料の金額は当行所定の金額とし、日割り計算は行わないものとします。
- ③ 当行は取扱手数料を契約者に事前に通知することなく随時改定できるものとします。

第6条 授受データの範囲

授受データは、本規定第13条に定める債権一括請求サービス及び通知情報配信サービスに関する、契約者に対して当行が承諾したデータとします。

第7条 データの授受

契約者は、本サービスに関するデータの授受を、当行の事前の承諾を得て、データ授受取扱者に委託することができます。

第8条 本人確認の方法

1. 使用コードによる確認

契約者は、本サービスに関するデータの授受にあたり、本人確認のためのセンター確認コード、パスワード、ファイルアクセスキー（以下総称して「使用コード」といいます）を当行所定の方法で送信するものとし、当行は、送信された使用コードが事前に届出を受けている使用コードと一致していることが確認できたとき、送信者を契約者とみなしてデータの授受を行います。なお、契約者は、センター確認コードを除く使用コードを当行に対しらかじめ届け出るものとします。

2. 使用コードの変更

契約者が使用コードを変更する場合は、当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、使用コードのうち、センター確認コードは変更することができません。

3. 使用コードの管理

- (1) 使用コードその他本サービスの利用に必要となる全ての情報および機器等については、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、契約者は使用コードを第三者に一切公開しないものとします。
- (2) 使用コードその他本サービスの利用に必要となる全ての情報および機器等につき失念、紛失した場合もしくは盗難に遭った場合、または偽造、変造、盗用その他不正使用のおそれがある場合、契約者は、それらの変更の届け出等当行所定の手続を直ちにとるものとします。

4. 使用コード利用の一時停止と利用再開手続

本サービス利用にあたり、届出と異なる使用コードが、当行所定の回数を連続して入力された場合、その他当行が不正使用のおそれがあると認める場合には、当行は契約者に事前に通知することなく、当該使用コードによる本サービスの利用を停止します。利用を再開するためには、契約者は当行所定の手続をとるものとします。

第9条 免責事項

1. 通信手段の障害等

通信機器および通信回線、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、または回線の不通もしくは混雑等により、本サービスの利用が不能となる場合、または本サービスの取扱が遅延となる場合があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

2. 使用コードの不正使用等

前条に定める使用コードによる確認手続を経た後に行われた本サービスの利用に係る一切の行為について、当行は契約者本人による行為とみなし、使用コードその他の情報・機器等について偽造、変造、盗用、不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 通信経路における取引情報の漏洩等

通信回線、インターネット等の通信経路における盗聴・不正アクセス等、当行の責めによらない事由により、使用コードその他の本人確認に必要な情報および当行と契約者との取引に関する情報等が漏洩しても、そのために契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

4. 印鑑照合

契約者が当行に提出した書面等の印鑑を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

5. 情報の開示

法令、規則、行政府の命令等により本サービスに関わる情報の開示が要請された場合、当行は契約者の承諾なくして当該法令、規則、行政府の命令等の定める手続にもとづいて当該情報を開示することができます。当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

6. その他

- (1) 当行は、契約者に対して、本サービスの利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。

- (2) 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことにより発生した損害等については、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、当該事由に起因する直接損害に限るものとし、いかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随損害その他の直接損害以外の一切の損害について賠償の責任を負わないものとします。
- (3) 契約者が本サービスを契約者自身が占有・管理する端末以外の端末により利用したことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) 災害、事変、裁判所等公的機関の措置または通信業者その他の第三者の行為等、当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行うことができなかった場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (5) 本サービスにおいて、契約者からの照会に基づき当行が提供した情報の内容について誤りがあった場合、当行が提供した情報の内容を変更もしくは取り消した場合、情報の提供がなされなかった場合または情報の提供が遅れた場合、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (6) 本規定第10条第3項の規定に基づき本サービスの利用が停止もしくは制限された場合または本サービスの利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (7) 本規定第13条で定める各サービスにおいて、以下の各号の事由によって当行が手続を行うことができないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ① 依頼データが当行の責めに帰すことのできない事由により当行に到達しなかったこと
 - ② 依頼の明細が、当行所定の方法に基づくものではないか、依頼データに瑕疵があること
 - ③ 当行が依頼を受け付けた時点または手続を実行する時点で、指定された申込口座等または債権者の決済口座が、解約または利用を制限されていること
 - ④ 当行の審査基準に合致しないことその他の理由により、当行が手続を行うことができないと判断したこと
- (8) 本規定第13条で定める各サービスにおいて、依頼データに従い当行が手続を実施した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

第10条 解約等

1. 当事者の都合による解約
本サービスの利用契約は、契約者または当行の一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。ただし、契約者の都合により解約する場合は、当行所定の書面により当行に通知するものとします。
2. 未払手数料の支払
前項または本規定第3条の定めにより本サービスの利用契約が解約された場合、契約者は直ちに当行に未払手数料を支払うものとします。
3. 利用制限等
契約者がでんさいネットサービスの利用を制限または停止されている場合、制限または停止の対象となっている各サービスについては、本サービスにおいても利用が制限または停止されるものとします。

第11条 相続時の対応

契約者が相続が発生した場合は、その地位を承継した相続人等の代表者が、当行所定の手続によってその旨を届け出るものとします。なお、その場合、でんさいネットサービスおよび本サービスにおける各種の処理が当行所定の手続に従って完了するまで、全ての申込口座等の解約や口座名義の変更処理、本規定第13条に定める各サービスの利用は行えないものとします。

第12条 適用

でんさいネットサービス利用規定の第16条、第19条ないし第21条、第30条ないし第31条の規定は、「本サービス」「契約者」「本規定」「利用契約」をでんさい一括伝送サービス、その契約者、利用規定、利用契約にそれぞれ読み替えたうえで、本サービスにおいても適用されるものとします。

第13条 各種サービス

1. 通知情報配信サービス
(1) 通知情報配信サービスの内容
当サービスは、あらかじめ指定された申込口座等に関するでんさいネットにおける各種記録の成立、不成立、取消等に係る通知情報を当行が提供するサービスです。
2. 債権一括請求サービス
(1) 債権一括請求サービスの内容
当サービスは、契約者が契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成したデータを送信することにより、以下の取引について、でんさいネットに対する記録請求を当行に依頼し、当行がこれをでんさいネットに取次ぐサービスです。
 - (i) 多数の発生記録請求（債務者請求方式）を一括して行う取引
 - (ii) 多数の発生記録請求（債権者請求方式）を一括して行う取引

(iii) 多数の譲渡記録請求を一括して行う取引

(2) 記録の依頼

- ① 当サービスによる発生記録請求または譲渡記録請求の依頼に際しては、契約者は、業務規程に基づき、でんさいネット所定の情報を指定するものとします。
- ② 当サービスによる発生記録請求または譲渡記録請求の依頼は、当行所定の时限までに当行がデータを受信したもののみを受け付けるものとします。

(3) 受付の確定等

受付の確定、変更、取消については、でんさいネットサービスにおいて対応するものとします。

3. その他各種申出・届出・通知・申立等の方法

契約者からの各種申出・届出・通知・申立および当行からの各種通知等に関する方法に関して、本規定に定めのないものについては、当行所定の方法によるものとします。

第14条 規定の変更

民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。

第15条 反社会的勢力ではないことの表明・確約等

1. 契約者（法人の場合には、その役員等を含みます。以下本条において同じ）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 契約者は、自らまたは第三者を利用して次のひとつにでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各規定に準ずる行為

3. 契約者が、本条第1項の各規定のいずれかに該当し、もしくは本条第2項の各規定のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または通知により利用契約が解約されても、契約者は異議を述べず、また、これにより契約者に損害が生じた場合でも、一切契約者の責任とし、当行は責任を負いません。これにより当行に損害を生じた場合には、契約者はその損害額を当行に支払います。

以上

(2026年1月現在)

(当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772)